

7-1 自動車騒音の要請限度（騒音規制法第17条、平成12年総理府令第15号）

（測定に基づく要請及び意見）

第十七条 市町村長は、第二十一条の二の測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

3 市町村長は、第一項の規定により要請する場合を除くほか、第二十一条の二の測定を行った場合において必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

区域の区分	要請限度（デシベル）	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
（特例） 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の場合 は道路の敷地境界線から15m、2車線を超える場合は 20mまでの範囲）	75	70

備考1 a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2 幹線交通を担う道路：道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては、4車線以上の区間に限る）、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

3 騒音の測定場所は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物が存している場合、道路の敷地境界において行い、測定の高さは、原則として1.2mとする。

4 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち代表すると認められる3日間について行う。

5 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。

6 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

区域の区分の定め（昭和48年県告示第171号）

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定に基づく区域の定め

区域の区分	区域の範囲
a 区域	別表第 1 の区域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
b 区域	別表第 1 の区域の区分が第 2 種区域（前項に規定する地域を除く。）に属する地域
c 区域	別表第 1 の区域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域に属する地域

7-2 道路交通振動の要請限度

（振動規制法第 16 条、同法施行規則別表第 2、昭和 53 年県告示第 58 号）

（測定に基づく要請）

第十六条 市町村長は、第十九条の測定を行った場合において、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

3 道路管理者は、第一項の要請があつた場合において、道路交通振動の防止のため必要があると認めるときは、当該道路の部分の舗装、維持又は修繕の措置を執るものとする。

区域の区分	区域の範囲	時間の区分	要請限度 (デシベル)
第 1 種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域に属する区域	昼 間	6 5
		夜 間	6 0
第 2 種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域	昼 間	7 0
		夜 間	6 5

時間	区 分
7:00	昼 間
19:00	
7:00	夜 間

備考 1 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

3 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。